

沼津市新中間処理施設整備基本計画

平成 27 年 7 月

沼 津 市

目 次

第1章 施設整備に関する基本方針	1
第1節 基本計画策定の目的と位置付け	1
1-1 基本計画策定の目的	1
1-2 基本計画の位置付け	2
第2節 整備方針	3
2-1 整備方針	3
2-2 整備対象とする施設	4
第2章 ごみ処理方式等の整理	5
第1節 ごみ処理方式	5
1-1 可燃ごみ処理方式	5
1-2 資源ごみ処理方式	5
第2節 将来ごみ量	6
2-1 将来人口	6
2-2 将来ごみ量	6
第3節 計画ごみ質	7
第4節 施設規模	8
4-1 ごみ焼却施設の必要施設規模試算	8
4-2 リサイクル施設の必要施設規模試算	9
第3章 処理システムの検討	11
第1節 ごみ焼却施設	11
第2節 リサイクル施設	19
第4章 敷地造成、施設配置及び動線計画	21
第1節 建設用地条件	21
1-1 検討にあたっての条件（制約）	21
第2節 施設配置計画	22
2-1 施設配置案の検討	22

2-2	全体配置計画	24
第5章	公害防止計画	28
第1節	関係法令における基準等	28
1-1	大気質	28
1-2	排水	29
1-3	騒音・振動	33
1-4	悪臭	35
1-5	飛灰	36
第2節	公害防止基準の設定	37
2-1	大気質	37
2-2	水質	39
2-3	騒音・振動	39
2-4	悪臭	40
2-5	飛灰	40
第3節	公害防止対策	41
3-1	大気汚染対策	41
3-2	排水対策	48
3-3	騒音・振動対策	48
3-4	悪臭対策	49
3-5	飛灰対策	50
第6章	余熱利用計画	51
第1節	余熱利用の検討	51
1-1	熱回収方法	51
1-2	余熱利用方法	52
第2節	ごみ処理施設整備に係る国の支援制度	54
第3節	発電の検討	55
3-1	熱量、発電量等の検討	55

第7章 事業手法の検討	59
第1節 事業手法の整理	59
1-1 事業方式検討の目的	59
1-2 PFI的手法について	60
1-3 PFI的手法の導入可能性検討に向けた前提条件	63
第2節 事業方式の動向調査	67
第3節 民間事業者への意向調査	71
3-1 事業内容に対する意見、提案等	71
3-2 公設民営、民設民営方式で整備・運営した場合の概算費用	74
3-3 評価における前提条件の整理	77
第4節 本業務における経済性等の検討	81
4-1 VFMの考え方	81
4-2 VFMの算出	82
第5節 課題の整理とまとめ	85
5-1 PFI的手法導入にあたっての課題	85
5-2 総合評価	86
第8章 事業計画	88
第1節 概算事業費	88
1-1 建設費	88
1-2 維持管理費	88
第2節 事業スケジュール	89
第3節 防災計画	91
第4節 環境拠点機能	93
第5節 計画概要	95
5-1 計画ごみ質	95
5-2 施設概要	95
5-3 公害防止基準	95

第1章 施設整備に関する基本方針

第1節 基本計画策定の目的と位置付け

1-1 基本計画策定の目的

沼津市（以下「本市」という。）では、循環型社会形成推進に係る社会的要請や将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷のさらなる低減を図るため、老朽化した清掃プラントや中継・中間処理施設等に替わる、新たな中間処理施設（以下「新施設」という。）の整備に向けた、基本的な考え方や方針を取りまとめることを目的とし、新中間処理施設整備基本構想（以下、「基本構想」という。）を平成26年3月に策定しました。

本計画は、地域の状況や立地条件、法規制等を十分に把握し、最新の技術動向を考慮した安定的で環境負荷の少ない循環型社会の形成に資する新施設の整備に向けて、基本構想で検討した内容を精査し、各設備の基本処理システム、公害防止計画、施設配置計画等の基本的事項を定め、施設整備計画を具体化するものです。

1-2 基本計画の位置付け

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を次に示します。

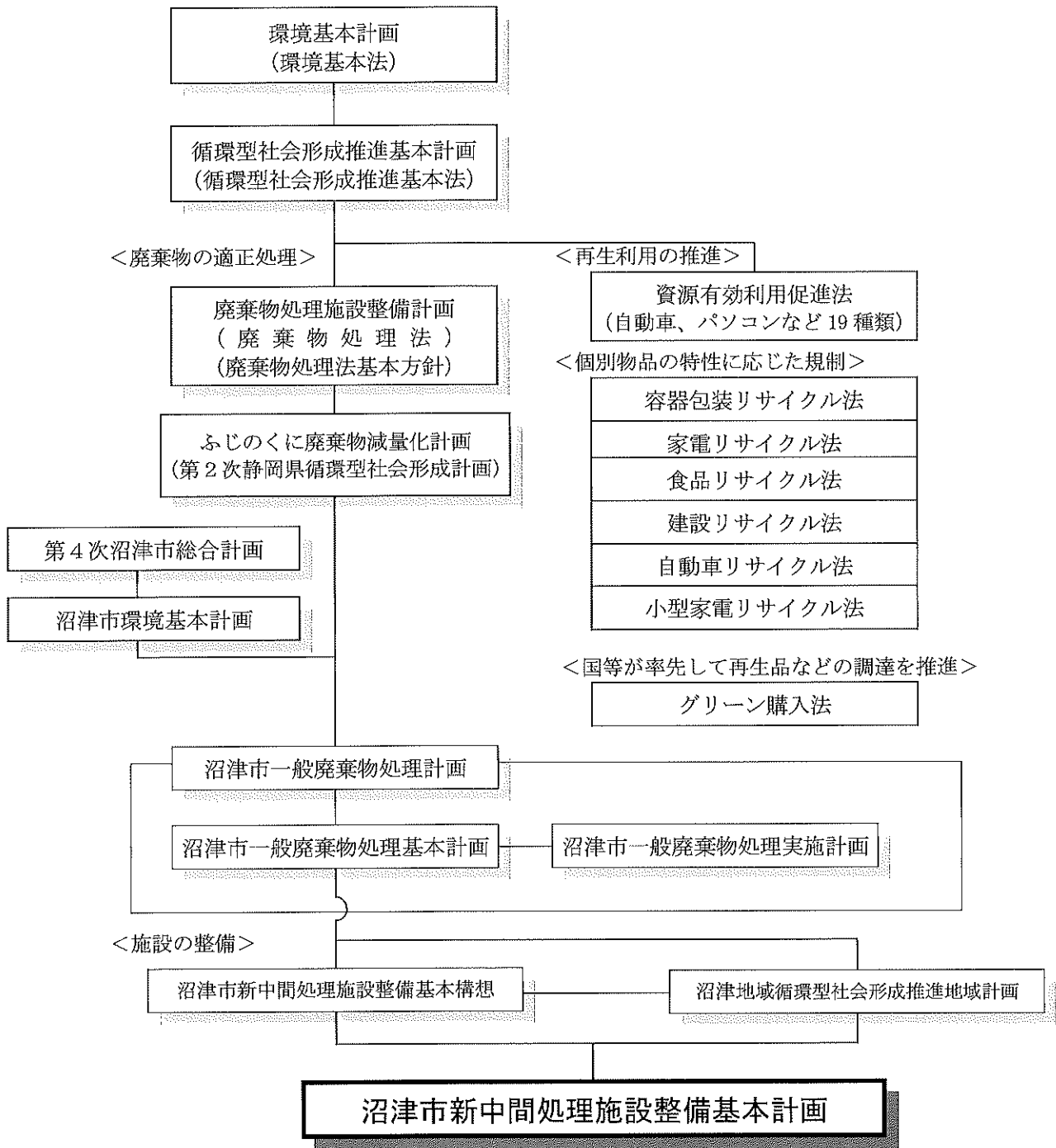


図 1-1-1 環境関連法令等と本計画の位置付け

第2節 整備方針

2-1 整備方針

新施設の整備にあたっては、本市の「環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち」という理念から、以下に示す6項目を整備方針とします。

① 地球に優しい施設

ダイオキシン等の環境汚染物質の発生を抑制し、施設周辺の自然環境及び生活環境への負荷を低減するとともに、熱エネルギーの有効活用などにより地球に優しい施設とします。

② 安定・安全性に優れた施設

最新のごみ処理技術を導入し、安全で効率的であり災害にも強い施設とします。
また、防災拠点としても位置付けることによって、施設周辺の住民をはじめ市民が安心して生活できる施設とします。

③ 資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設

循環型社会形成推進基本法に基づき、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）の「3R」を推進するとともに、適正処理を行い、さらに熱回収を行うことで、資源やエネルギーを効率良く利活用できる施設とします。

④ 維持管理が容易で経済性に優れた施設

施設整備にかかる施設建設費や維持管理費等の事業コストの低減を図り、適正な維持管理が容易に実施できる施設とします。

⑤ 市民に開かれた施設

ごみ処理や資源物の有効利用、熱エネルギーの回収等を通じ、環境への関心と理解を深めるため、小中高生の施設見学や市民の環境学習及び施設周辺住民のコミュニティ活動に役立つ開かれた施設とします。

⑥ 周辺環境と調和した施設

周辺地域の景観に配慮した建築デザインとするとともに、緑地の確保等により、周辺環境と調和した施設とします。

2-2 整備対象とする施設

この整備方針に基づき、本計画では以下の新施設を整備するものとして検討するとともに、付帯施設のあり方についても検討します。

① ごみ焼却施設

可燃ごみを衛生的、安定的に処理するとともに、発電設備を備え、あわせて熱エネルギーを効率的に利活用するためのごみ焼却施設について、基本的な条件や整備に向けた考え方を検討します。

ごみ焼却施設は、見学者の対応機能や災害時の避難所や物資の備蓄等の防災機能を備え、災害時にあっても廃棄物の処理を継続し、熱回収を行うことにより周辺施設に対しエネルギーの供給を行うなど、地域の防災拠点として整備することを検討します。

② リサイクル施設

現在、既に資源として再生利用しているごみや埋め立てごみとしているごみの処理について、さらなる再生利用の推進と効率的な処理を実現するためのリサイクル施設整備について検討します。

リサイクル施設は、啓発施設として見学者への対応や環境学習拠点としての機能についても検討します。

第2章 ごみ処理方式等の整理

第1節 ごみ処理方式

1-1 可燃ごみ処理方式

可燃ごみ処理方式については、基本構想において定めたとおり、長期間にわたって運用されてきたストーカ式焼却炉が、技術的に成熟しており、安全かつ安定的に稼働することが期待でき、費用面でも安価であることが見込まれます。

検討結果から、可燃ごみ処理技術については、ストーカ式焼却炉が総合的に優位であると考えられるため、これを基本として検討するものとします。

1-2 資源ごみ処理方式

リサイクル施設については、基本構想において基本的な考え方を整理しましたが、今回の基本計画では施設配置等を検討する中で、施設整備に必要となる面積を設定する必要があります。

そのためには、基本構想の段階で検討した「資源」「埋め立て」等の大きな区分ごとの処理量を基にした処理能力の試算をさらに具体化し、実際に処理をする際の「缶」「びん」等のラインごとに、その処理フローや処理量を設定することが必要となります。

これについて、検討が必要となる事項を下表のとおり整理しました。

処理フロー案については、次章において記載します。

表 2-1-1 リサイクル施設具体化にあたっての検討事項

項目	基本構想での検討内容	詳細検討で具体化するための課題
分別、資源化	現状の資源化処理を継続	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、分別は現状を基本とする。 容器包装以外のプラスチック焼却や機械選別等の導入による分別区分の統合等を検討する。 資源化処理機能の向上及び資源化量の増加を図る。
施設での処理機能	中継・中間処理施設及び資源ごみ中間処理場で行っている処理機能を統合	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設での処理を基に、品目ごとの処理フローを具体化する。
処理能力	28 t / 日	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとに具体化した処理フローに基づきラインごとの処理量を設定し、これを基に施設全体の処理量を見直す。

第2節 将来ごみ量

2-1 将来人口

本市における将来人口は、基本構想における予測結果を採用するものとします。
全国的な傾向と同様に将来人口は緩やかに減少していくものと予測されています。

2-2 将来ごみ量

本市及び清水町の将来ごみ量は、基本構想における予測結果を採用するものとします。

人口の減少や分別の徹底に伴い、可燃系ごみ量及び不燃・資源系ごみ量ともに減少していくと予測されます。

第3節 計画ごみ質

計画ごみ質とは、計画目標年次におけるごみ質のことであり、ごみ焼却施設の設計をするための前提条件となる、燃焼用空気量、排ガス量、灰の処分量などの算定や、ごみピット、焼却炉本体、排ガス処理設備など各主要設備の容量や能力を決めるために必要な情報であり、余熱利用計画とも密接な関係があります。

計画ごみ質は、基本構想において設定した値を採用するものとします。(表 2-3-1 参照)

表 2-3-1 計画ごみ質

項目		ごみ質		
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	(kJ/kg)	4,700	7,500	10,500
	(kcal/kg)	1,120	1,790	2,510
三成分	水分 (%)	68.3	55.7	43.1
	可燃分 (%)	28.1	39.7	51.2
	灰分 (%)	3.6	4.6	5.7
元素組成	炭素 (%)	15.1	21.3	27.4
	窒素 (%)	0.6	0.9	1.1
	水素 (%)	2.1	2.9	3.8
	塩素 (%)	0.1	0.2	0.3
	硫黄 (%)	0.0	0.1	0.1
	酸素 (%)	10.2	14.3	18.5
単位体積重量	(t/m ³)	0.279	0.203	0.127

第4節 施設規模

4-1 ごみ焼却施設の必要施設規模試算

施設規模の設定においては、施設稼働後7年間を超えない期間のうち最大の処理量となる年度において規模を設定することとなっています。

新たなごみ焼却施設の稼働目標年度を平成32年度とすると、将来ごみ量が年々減少していくと予想されることから、焼却処理量の最大値は施設稼働目標年度の平成32年度となります。

なお、施設規模を算出するための計算式は以下のとおりです。

(全連続焼却炉の場合)

施設規模 = 日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

年間処理量 : 57,010 t/年

(内訳) 旧沼津市地域の燃やすごみ+埋め立てごみ 焼却粗大ごみ (②類)
(①類の破碎残渣含む)

47,591 t/年

沼津市全体の埋め立てごみ 熱源利用プラスチックごみ (③類)

2,472 t/年

その他搬入量(清水町からの可燃ごみ、衛生プラントし渣)

6,947 t/年

※ 年間処理量は、埋め立てごみ (①類) の破碎残渣の焼却処理を新たに見込んだことにより、本計画において数値を見直しています。

日平均処理量 : 57,010 t/年 ÷ 365 日 = 156.19 t/日

実稼働率 : (365 日 - 年間停止日数) ÷ 365 日 = 280/365

(稼働日数を年間280日とする場合 : 年1回の補修整備期間(30日)、年2回の補修点検期間(15日)、それぞれ停止に要する日数(3日)、それぞれ起動に要する日数(3日)及び全停止期間7日間の合計(85日)を365日から差し引いた係数)

調整稼働率 : 0.96

(故障の修理や、やむを得ない一時休止等による処理能力の低下を考慮した定数)

施設規模 = 156.19 t/日 ÷ 280/365 ÷ 0.96 = 212.09 t/日 → 210 t/日

以上の結果から、ごみ焼却施設の施設規模は210 t/日となります。

4-2 リサイクル施設の必要施設規模試算

ごみ焼却施設と同様に、施設稼働後7年間を超えない期間のうち最大の処理量となる年度において規模を設定します。

新たなリサイクル施設にて処理を行うごみは、埋め立てごみ（①類：せともの・ガラス類）、埋め立てごみ（③類：熱源利用プラスチックごみ）、直接資源化する古紙・古布類を除く資源、プラスチック製容器包装の全量を想定し、処理品目に施設規模を算出します。

新たなリサイクル施設の稼働目標年度を平成37年度とすると、将来ごみ量が年々減少していくと予想されることから、各品目の処理量の最大値は施設稼働目標年度の平成37年度となります。

ただし、熱源利用プラスチックについては、基本構想における予測において増加傾向であるため、基本構想において予測している範囲での最大年度である平成39年度におけるごみ量を基に施設規模を算出します。

なお、施設規模を算出するための計算式は以下のとおりです。

(リサイクル施設の場合)

施設規模 = 日平均処理量 × 月変動係数 ÷ 稼働率

月変動係数：1.15（一般に用いられる定数）

稼働率：（365日－年間停止日数）÷365日＝240/365

これより処理品目毎の施設規模は表2-4-1に示すとおりとなり、リサイクル施設全体としては約41 t/日となります。

表 2-4-1 処理品目毎の施設規模

処理品目	年間処理量 (t/年)	日平均処理量 (t/日)	施設規模 (t/日)
埋め立てごみ (①類) (せともの・ガラス類)	1,201	3.29	5.75
埋め立てごみ (③類) (熱源利用プラスチック)	3,258	8.93	15.62
びん類	983	2.69	4.70
缶類	476	1.30	2.27
ペットボトル	307	0.84	1.47
プラスチック製容器包装	1,901	5.21	9.11
蛍光管	7	0.02	0.03
乾電池	44	0.12	0.21
金属類	114	0.31	0.54
小型家電	189	0.52	0.91
紙パック	10	0.03	0.05
合計	—	—	40.66

※ 年間処理量は、基本構想策定時から施設稼働目標年度が変わったことや、埋め立てごみ (③類) の処理を新たに見込んだこと等より、本計画において数値を見直しています。

埋め立てごみ (③類) のみ平成39年度のごみ量を基に算出(その他:平成37年度)

第4章 敷地造成、施設配置及び動線計画

第1節 建設用地条件

1-1 検討にあたっての条件（制約）

敷地造成及び施設配置の検討にあたり、考慮しなければならない条件又は制約については以下のとおりです。

表 4-1-1 敷地造成及び施設配置検討にあたっての条件又は制約

項目	条件又は制約
焼却機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 新たなごみ焼却施設が稼働するまでは、現清掃プラントの稼働に必要となる部分（施設本体、車両動線等）に支障が生じないようにする。
リサイクル機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 新たなリサイクル施設が稼働するまでは、中継・中間処理施設及び資源ごみ中間処理場の稼働に必要となる部分（施設本体、車両動線等）に支障が生じないようにする必要がある。 ただし、資源ごみ中間処理場の機能（缶、金属の処理、びんの保管等）については一時的に委託化できる可能性がある。
現清掃プラント解体	<ul style="list-style-type: none"> 解体した跡地に交付金の対象となる施設を建設する場合のみ解体費が交付金の対象となる。 そのため、財政面から考えると現清掃プラントの跡地に新たなリサイクル施設を建設することが望ましい。
雨水排水	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の下流への影響を抑えるため、新施設の整備にあたり雨水を下流の流下能力に応じた流量に調整するための調整池を整備する必要がある。
現屋内温水プール	<ul style="list-style-type: none"> 工事用地の確保や利用者の安全確保の面から、新施設に先立ち温水プールを休止又は廃止し解体することが望ましい。
周辺住民への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建設用地内で可能な限り周辺の人家から離れた配置となることが望ましい。
施設の位置関係	<ul style="list-style-type: none"> 処理の過程で相互にごみを運搬する場合が考えられるため、ごみ焼却施設とリサイクル施設は近接していることが望ましい。
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 国の交付金が最大限活用可能であり、かつ造成や仮設設備等が不要又は簡易となる計画が望ましい。

第2節 施設配置計画

2-1 施設配置案の検討

前節の条件又は制約、施設整備に必要となる面積等を基に施設配置案を図4-2-1に示すとおり作成しました。

新たなごみ焼却施設は、資源ごみ中間処理場及び屋内温水プールを解体撤去した跡地に整備する計画とし、資源ごみの処理は新たなリサイクル施設が稼働するまでの期間外部委託等を行い、屋内温水プールについては近接地に整備することを検討します。

また、新たなごみ焼却施設を整備するためには、既存ごみ焼却施設への搬入路を撤去する必要がありますが、新たなごみ焼却施設の稼働開始まで現清掃プラントでの処理を継続する必要があるため、仮設搬入道路（青線部）を整備する計画とします。

新たなリサイクル施設については、新たなごみ焼却施設の稼働後、現清掃プラントを解体撤去し、その跡地に整備することで、ごみ焼却施設との動線を確保します。

調整池は、ごみ焼却施設場内とリサイクル施設場内に分割して設置する計画としますが、ごみ焼却施設場内にまとめて設置することも検討します。

ごみ焼却施設の建設工事にあたっては、中継・中間処理施設の稼働に支障がないように工事スペースを確保するよう留意します。

なお、詳細な検討については今後設計段階において実施します。

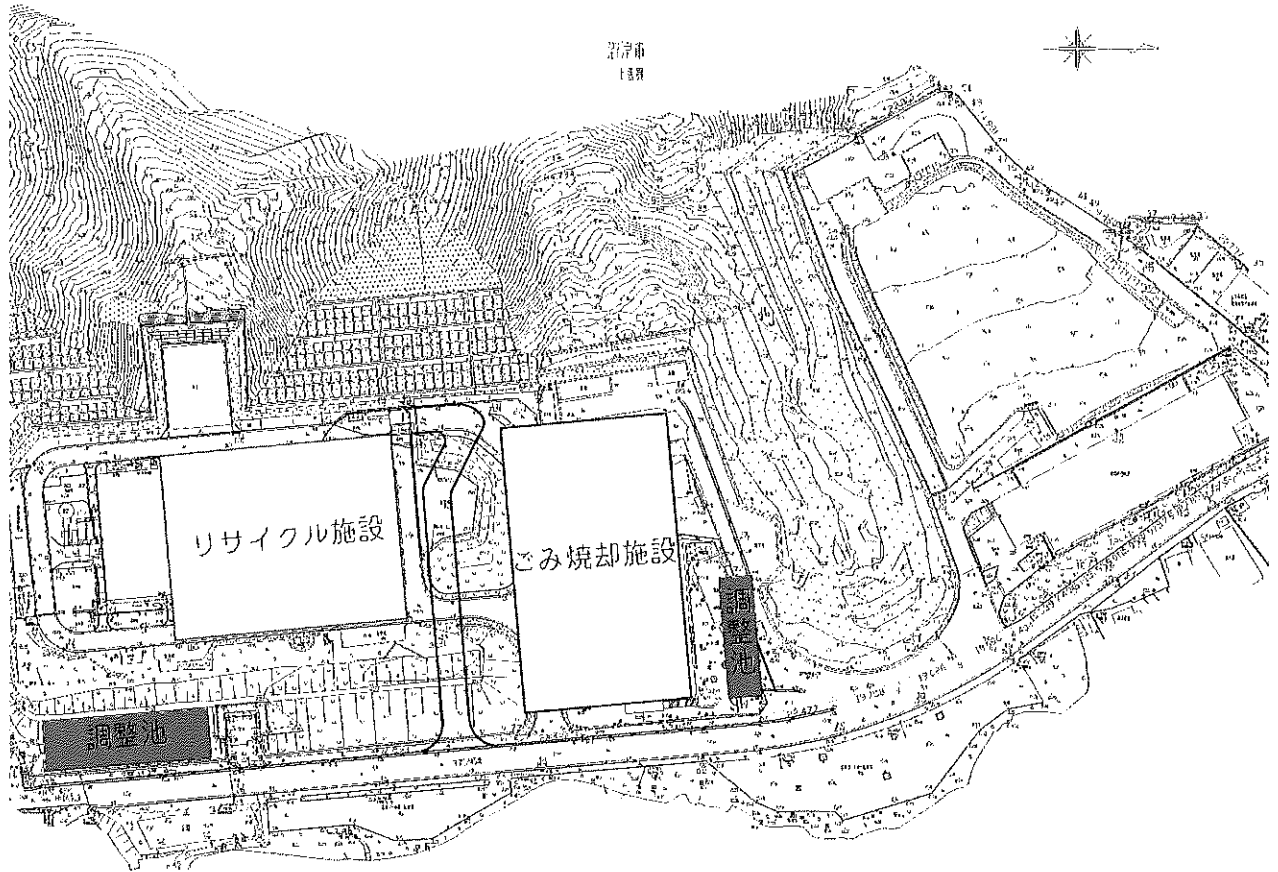


図 4-2-1 施設配置案 (S = 1 : 1,500)

2-2 全体配置計画

前項において検討した配置案を基本とした施設の主要な設備及び車両等の動線について以下のとおり検討を行いました。

① ごみ焼却施設内の主な設備の配置

ごみ焼却施設内の主な設備の配置を検討するにあたり、優先される要件として煙突の配置が挙げられます。

煙突を人家から可能な限り離れた施設の西側（山側）とすると、一般的にはその反対側となる東側（道路側）にプラットホーム及びごみピットを配置し、これらの間に焼却設備（炉）等を配置することとなるため、これを前提に検討しました。

② 煙突の高さ

煙突の高さの検討にあたっては、以下の要件を考慮する必要があります。

表 4-2-1 煙突の高さを検討するための要件

要件	考慮する事項	検討内容
環境への影響	周辺の環境への影響を考慮し、排ガスの拡散に必要な高さを検討する。	生活環境影響調査において、大気質の現況調査は全て環境基準を下回っている。 現況の清掃プラントに比べ、新たなごみ焼却施設は厳しい排ガス基準を設ける。
航空法による制限	航空法により、高さ 60m 以上の煙突は昼間障害標識（赤白の着色等）の設置、航空障害灯の設置等が求められる。	航空法による制限を受けない 60m 未満が望ましい。
景観への配慮	背後に控える香貫山をはじめ、周辺の環境と調和した圧迫感等が少ないデザインが望ましい。	煙突の高さが低い方が圧迫感は少ないと考えられる。 配色等は建物のデザイン等とあわせ検討する。

また、平成 16 年度以降に静岡県内の自治体において新設されたごみ焼却施設における煙突の高さは以下のとおりです。

表 4-2-2 他自治体のごみ焼却施設の煙突高さ

自治体名	施設名	煙突高さ
浜松市	天竜ごみ処理工場	59m
掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	59m
島田市	田代環境プラザ	59m
袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター	59m
浜松市	西部清掃工場	59m
静岡市	西ヶ谷清掃工場	59m
磐田市	クリーンセンター	57.5m
御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク 焼却センター	59m

前述の検討内容から、現況の環境基準が満たされており、かつ新たなごみ焼却施設は現況よりさらに厳しい公害防止基準を設けることから、環境面での影響は少なくなることが予想されます。

一方、航空法による制限及び景観への配慮の観点からは、煙突を低くすることが望ましく、特に航空法第 51 条に規定される 60m の制限を下回る高さとするのが望ましいと考えられます。

以上のこと及び他市の施設の状況を鑑み、煙突の高さは 59m を基本とします。

③ 炉数

実際にごみを焼却する炉は、定期的に点検、整備することが必要であるため、これらに要する日数として年間 85 日停止する期間が生じるとされています。

しかし、ごみは炉の停止にかかわらず日々搬入されてくるため、施設内に 2 つ又は 3 つの炉を持ち 1 つの炉が停止中であってもそれ以外の炉を運転することで、施設全体としての停止期間を可能な限り短くすることが一般的です。

2 炉の場合及び 3 炉の場合、それぞれメリット、デメリットがありますが、操業の柔軟性では 3 炉に劣るものの、維持補修の容易性や炉の運転・操作性、コスト面でメリットがあり、総合的にメリットが大きいと思われる 2 炉を基本とします。

④ ごみピット

ごみピットは点検、補修等により焼却処理が停止している期間を考慮し、その間ごみを貯留しておくため、最もごみの貯留量が大きくなる場合を想定し必要な容量を確保するとともに、貯留してあるごみを十分に攪拌するため、相応の面積を確保することが望ましいとされています。

このことから、現在の施設配置案及び建築物の規模の想定を念頭に、最もごみの貯留量が大きくなると想定される 30 日間の 1 炉停止時においてもプラットホーム床レベルまでで対応可能な貯留能力を有するものとして、ごみピットの貯留容量を以下のとおり設定しました。

$$\text{容量： } W 15.0\text{m} \times L 32.0\text{m} \times H 16.0\text{m} = 7,680.0 \text{ m}^3$$

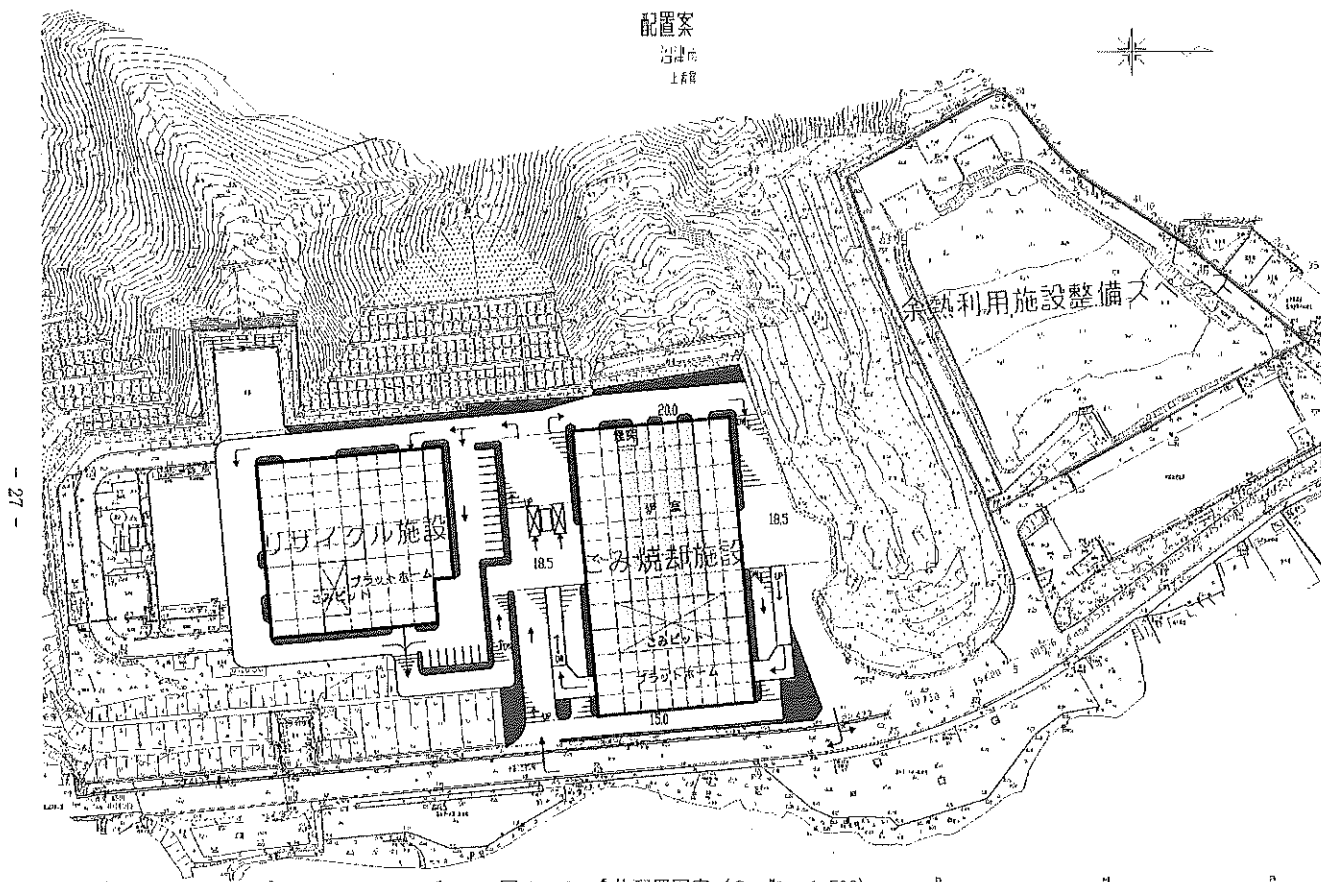
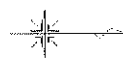
⑤ 動線

場内道路の配置及び車両等の動線については、各建築物の形状とあわせ受注したメーカーの提案を基に決定していくものと考えていますが、これらの配置が可能かごみ焼却施設とリサイクル施設の動線を考慮した全体配置図案を図 4-2-2 に示すとおり作成し検証を行いました。

⑥ 周辺環境との調和

緑地については、建設地での自然植生を考慮しつつ、芝張り、低木、中木、高木を取り混ぜた積極的な植栽を図るものとします。また、建物（煙突を含む）は周辺環境に調和したデザインとすることなどを検討します。

配置案
治浄
上程



- 27 -

図 4-2-2 全体配置図案 (S="1 : 1,500)

第8章 事業計画

第1節 概算事業費

概算事業費については、プラントメーカーより提出された概略見積提案について以下のとおり整理しました。

1-1 建設費

プラントメーカーより提出された概算建設費を整理し、表8-1-1に示します。

表 8-1-1 概算建設費（参考）

区 分	規模	建設費
ごみ焼却施設	約 210t/日	約 170 億円
リサイクル施設	約 41t/日	約 40 億円
合計		約 210 億円

1-2 維持管理費

プラントメーカーより提出された概算維持管理費を整理し、表 8-1-2 に示します。

表 8-1-2 概算維持管理費（参考）

区 分	維持管理費 年間補修費	売電収益	合計
ごみ焼却施設	約 5.3 億円	約 0.8 億円	約 4.5 億円
リサイクル施設	約 1.9 億円		約 1.9 億円
合計	約 7.2 億円	約 0.8 億円	約 6.4 億円

※ 維持管理費は、施設稼働後 20 年間の総額の年平均値。

市場の動向を注視しながら、採択された事業方式により、今後、詳細な事業費について検討します。

第2節 事業スケジュール

事業スケジュールは、民間の有する資本やノウハウを活用し、より効率的・効果的に事業を実施することを目指して、ごみ焼却施設の整備・運営事業へのPFI的手法の導入を想定して検討します。

なお、リサイクル施設については、整備時期が現清掃プラントの解体後となるため、今後時勢に応じた発注方式を検討するものとしませんが、事業スケジュール案を策定するにあたっては、ごみ焼却施設と同様にPFI的手法の導入を想定します。

計画施設に係る事業スケジュール案を表8-2-1に示しますが、今後の交付金制度や施設整備費の実勢価格の動向等を注視し、検討していくものとしします。

表 8-2-1 事業スケジュール案

項目	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
こみ洗却施設	地質調査			■									
	生活環境影響調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	施設整備基本計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	実施方針、要求水準等の作成			■									
	落札者決定基準、契約書(案)等の作成			■									
	入札公告			■									
	質問受付・回答等			■									
	提案書受付			■									
	提案図書審査			■									
	落札候補者の決定			■									
	契約締結			■									
	既存温水プール、中間処理施設解体設計			■									
	既存温水プール、中間処理施設解体工事			■									
	仮契約			■									
	リサイクル施設	本契約			■								
施設実施設計				■									
施設建設工事				■									
試運転				■									
施設稼働				■									
既存清掃プラント解体設計				■									
既存清掃プラント解体工事				■									
整備・運営事業者選定支援(詳細は焼却施設と同様)				■									
仮契約・本契約				■									
施設実施設計				■									
施設建設工事			■										
試運転			■										
施設稼働			■										

第5節 計画概要

5-1 計画ごみ質

計画施設の計画ごみ質は表 2-3-1 に示したとおりです。

5-2 施設概要

計画施設の施設概要を以下に示します。

【ごみ焼却施設】（ストーカ式焼却炉を基本とする）

施設規模：約 210t/日（年間処理対象ごみ量：57,010 t/年）

※ エネルギー回収型廃棄物処理施設（エネルギー回収率 15%以上 19%未満）

【リサイクル施設】

施設規模：約 41t/日（年間処理対象ごみ量：8,377 t/年）

5-3 公害防止基準

計画施設における排ガスに係る公害防止基準を表 8-5-1 に示します。

騒音に係る公害防止基準は表 5-2-5 に、振動に係る公害防止基準は表 5-2-6 に、悪臭に係る公害防止基準は表 5-2-7 に、飛灰の溶出基準は表 5-2-8 に示したとおりです。

表 8-5-1 排ガスの公害防止基準値（排ガス：O₂12%換算値）

項目	法規制値等	公害防止基準値
ばいじん	0.04g/m ³ N 以下	0.01g/m ³ N 以下
塩化水素(HCl)	700mg/m ³ N 以下 (約 430ppm 以下)	40ppm 以下
硫黄酸化物(SO _x)	K 値 13 (1,000~数 1,000ppm 程度)	20ppm 以下
窒素酸化物(NO _x)	250ppm 以下	50ppm 以下
ダイオキシン類 (DXNs)	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下

沼津市新中間処理施設整備基本計画

発行・編集 沼津市役所 生活環境部 ごみ対策推進課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話 055(931)2500(代)